

クリーンウッド法の登録実施機関決まる！

——岐阜県木連主催の説明会を平成30年2月に開催予定——

クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に関しては、法律が平成28年5月13日に国会で可決成立し、平成29年5月20日に施行されました。そして、木材関連事業者登録受付窓口となる登録実施機関の公募が平成29年9月6日林野庁より公募され、登録実施機関が次のように決定されました。

- （公財）日本合板検査会
- （公財）日本住宅・木材技術センター合板検査会
- （一財）日本ガス機器検査協会
- （一社）日本森林技術協会
- （一財）建材試験センター

各登録機関の概要等の一覧表をつけておきましたので、ご覧ください。

なお、ぎふ県木連としては従来から林野庁ガイドラインにもとづく合法木材認定を実施してきましたが、次により意見交換を含む説明会を同じ内容ですが3回開催しますので、日程を選択のうえ是非とも参加くださるよう安愛します。

○日 時 平成30年2月5日(月)、6日(火)、14日(水)、20日(火)の13:30～15:30頃

*会場収容人数及び申し込み人数により開催日のなかで日程変更させられる場合がありますので、あらかじめ了知をお願いします。

○場 所

森林文化センター3F 東濃桧ホール

○参加対象者

- 1) 現在の林野庁ガイドラインによる合法木材認定事業者
- 2) 林野庁ガイドラインによる合法木材認定

を含めて、これから認定申請をしようとする事業者

- 3) 東濃桧品質管理センター会員、プレカット協議会会員、木材チップ工業会の会員
- 4) その他参加を希望する木材関連事業者

○研修内容

- クリーンウッド法に関する説明等
- 合法木材を使用した木造平行弦トラス、火バリの説明
- 参加者との意見交換

○参加申込み方法

岐阜県木連のホームページに掲載した様式（平成30年1月中旬に掲載予定）または“任意書式で参加者氏名、所属氏名、住所、連絡先”を明記のうえ、平成30年1月25日（木）までに申し込んでください。

○問合せ先

岐阜県木連 副会長 藤沢まで

T E L 058-271-9941、F A X 058-272-3858

次ページの「概要」での用語説明

* 第一種：木材関連事業者

木材流通の川上部門に位置する者で、木材輸入事業者、原木市場、製材工場、合単板工場、チップ工場等

* 第二種：木材関連事業者

木材流通の川下部門に位置する者で、建設業者・工務店、製紙・パルプ工場、家具工場、集成材工場、製品市場、販売・流通事業者、プレカット工場、バイオマス発電事業者等

(別添) 登録実施機関の概要

登録実施機関名	登録実施事務の対象		登録実施事務を行う事務所の所在地
	対象事業者	事業の別	
(公財)日本合板検査会	第一種 第二種	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスをを用いた発電事業	1. 本部：東京都港区 2. 検査所：北海道札幌市、岩手県盛岡市、埼玉県草加市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、島根県松江市、福岡県北九州市
(公財)日本住宅・木材技術センター	第二種	(1) 木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業 (2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。 (2) 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業	東京都江東区
(一財)日本ガス機器検査協会	第一種 第二種	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスをを用いた発電事業	東京都港区
(一社)日本森林技術協会	第一種 第二種	(1) 木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木質バイオマスをを用いた発電事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。 (ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限って南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。)	東京都千代田区
(一財)建材試験センター	第一種 第二種	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスをを用いた発電事業	東京都中央区